

2026年9月30日時点

登録番号:近畿財務局長(金商)第90号
阪急阪神不動産投資顧問株式会社

業務運営方針（フィデューシャリー・デューティー宣言） に関する当社の取り組み状況

当社の2025年度（2025年4月～2026年3月）の業務運営方針（フィデューシャリー・デューティー宣言）に基づく取組状況を以下の通り報告いたします。

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等について】

当社は、顧客本位の業務運営を実現するための方針を策定し、年度毎に見直しを行い、毎年9月に前年度の取組状況について公表しております。

今年8月には、現状に即した記載とするため一部修正・改訂を行いました。

【顧客の最善の利益の追求について】

顧客へ忠実義務および注意義務を果たすための高度の専門性と職業倫理を保持するべく、業務に関連する各種資格の取得を推進・支援を行いました。

2026年8月末時点における主な資格の保有者数は以下の通りです。

資格名	保有者数	役職員に占める割合
宅地建物取引士	19	82.6%
不動産証券化マスター	8	34.8%
ビル経営管理士	5	21.7%
不動産鑑定士	1	4.3%

その他、一級建築士、不動産コンサルティングマスター等

【利益相反の適切な管理について】

利益相反の可能性を正しく把握するため、社外の弁護士を委員として加えたコンプライアンス委員会にて専門的な見地からも取引の内容を審議し、適宜顧客に説明することを実践いたしました。

なお、2025年度は、コンプライアンス委員会を計8回、開催しております。

【報酬等の明確化について】

当社では、アセットマネジメント業務及び媒介・代理業務の報酬の料率等の決定に一貫性が保てるよう、業務報酬規程にその目安を設けています。また、すべての契約書に報酬の料率または金額等、取引の対価を明記いたしました。

【重要な情報の分かりやすい提供について】

当社は、ご提供する投資機会やアセットマネジメントサービスについて、顧客の損益に係るリスク、取引条件、利益相反の可能性がある場合にはその具体的な内容など、顧客の知識・経験に合わせた丁寧な情報提供を行いました。

【顧客にふさわしいサービスの提供について】

当社サービスの提供にあたり、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズの把握に努めた上で、個々の顧客にふさわしい投資機会や業務サービスの提供を行いました。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について】

全従業員に対して、ミーティング・目標管理を通じてコンプライアンスの啓発に取り組みました。また、取引実務にかかる法令上の留意点についても、コンプライアンス研修を通じて知識の習得・確認に取り組みました。なお、2025年度は、人権研修を計12回、開催しております。

以上